

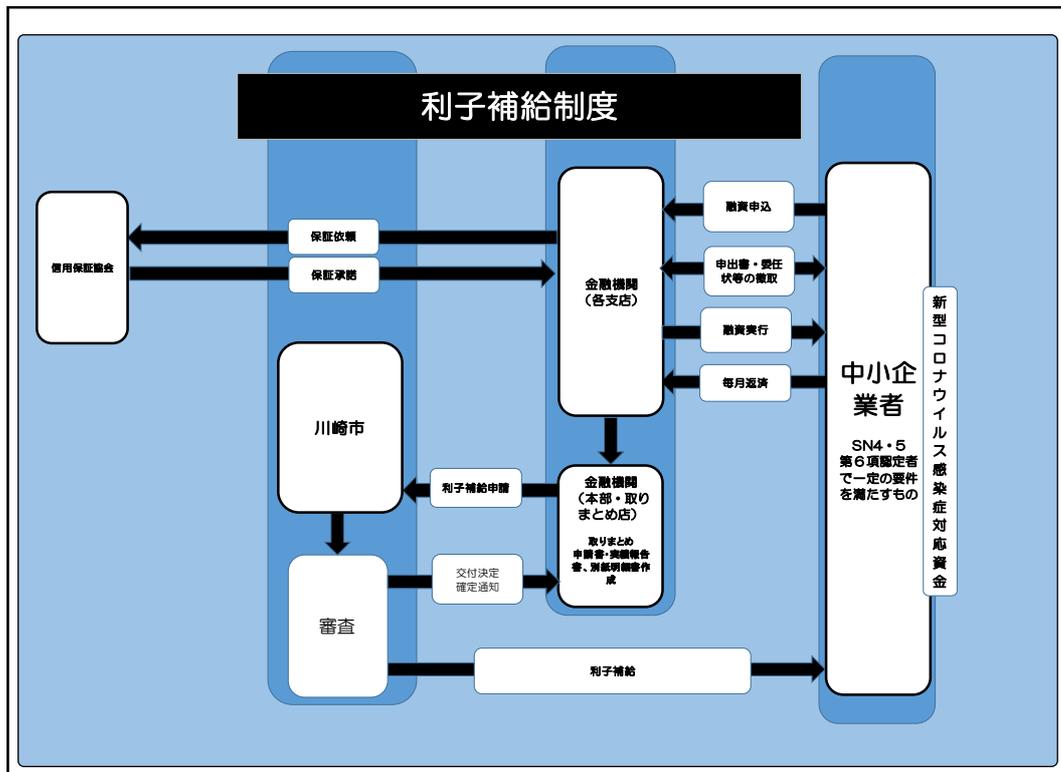
川崎市新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金

交付要綱マニュアル Ver2021/07/07・条件変更等

前期振込時期9～10月、振込後のHP掲載予定
社名変更・法人成り追加資料のお願い、
書類のステープラ使用(ホチキス止め)はしない

1 利子補給の流れ(イメージ)

川崎市新型コロナウイルス感染症対応資金 利子補給制度の流れ(イメージ)



2 利子補給対象期間とスケジュール

初年度は5月開始のため、期間を調整し、次年度以降は、前期1月1日～6月30日、後期7月1日～12月31日とする。金融機関提出期限(厳守)は以下のとおりです。

令和2年度【振込完了】

期間	金融機関からの申請日	受給資格者への送金日	自治体から機構への申請日
5月1日～9月30日	10月31日	2月1日	12月中
10月1日～12月31日	1月31日	3月12日	3月10日

R3年度以降【年度ではないので注意！】

期間	金融機関からの 申請日※1	受給資格者 への送金日※2	自治体から機構 への申請日
1月1日～6月30日	8月6日	9月～10月	9月～10月
7月1日～12月31日	2月7日	3～4月	3月～4月10日

※1 締め切り日が休日の場合は、直前の営業日が締め切りとします。

※2 振込2週間前を目途に金融機関の皆様にもメールでお伝えします。

3 金融機関業務の留意事項等

(1) 対象者（上限：1企業につき、全金融機関合計融資実行額6,000万）

要件：新型コロナウイルスの影響により売上高が減少した事業者

個人事業主

（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）・▲5% 保証料0+利子0

小・中規模事業者（上記を除く）・・・・・・・・・・▲5% 保証料1/2

〃 ▲15% 保証料0+利子0

※個人事業主（事業性あるフリーランス含む、小規模のみ）を除く売上減少が5%以上15%未満の小・中規模事業者は、SN5号の認定を受けていても利子補給の対象にはなりません。

※令和3年3月31日までに保証申込を受け付けたもので、かつ令和2年5月1日から令和3年5月31日までに融資実行されたもの

※令和3年2月1日保証申込受付分から、資金上限4000万⇒6000万に変更

【借換について】

1 借換保証制度要綱（平成15年1月31日付け平成15・01・30中庁第1号）の定めにかかわらず、次の（1）又は（2）の保証を責任共有制度の対象外（100%保証）となる本制度の保証で借換えることができるものとする。

（1）令和2年1月29日以降から本制度取扱い開始日の前日までに貸付実行された責任共有制度の対象となる保証

（2）責任共有制度の対象となる本制度の保証

2 次に掲げる場合を除き、他の金融機関扱いの本制度の保証を本制度の保証で借換えることはできないものとする。

（1）責任共有制度の対象となる本制度の保証を、責任共有制度対象外（100%保証）となる本制度の保証で借換える場合

（2）法人代表者の連帯保証が付された本制度の保証を、経営者保証免除対応を適用

した本制度の保証で借換える場合
※借換については、川崎市新型コロナウイルス感染症対応資金要綱を確認すること

(2) 申立書及び委任状の徴取

本店及び各市店等が「申立書及び委任状」を受給資格者から徴取（店頭・訪問等）してください。徴取方法は、各金融機関にお任せします。

- ① 申出書及び委任状（様式第2号）の受任者は、一部を除き金融機関の代表者（頭取・社長・理事長又は代表権のある者）となります。

委任者（受給資格者）は、代表者（個人の場合は、代表する個人）となり、押印は代表者印（個人の場合は、実印または融資契約に用いた印鑑）を使用してください。訂正印も同様です。（印漏れにご注意ください。）

⇒事業者が代表者名を知っていることは少ないと思われるので、金融機関担当者のフォローが必要と思われます。

※一度申請した事業者については、様式第2号、返済計画表、認定書は省略可です。ただし、様式第1号（申請書）、受取利子証明（明細）書は省略できません。

- ② 受給資格者の漏れがないようお願いします。なお、個人情報のため受給資格者リストは提供できませんので、よろしくをお願いします。

- ③ 利子補給金は、対象期間中に支払われた利子のみです。例えば、前期の対象期間の申請に漏れた受給資格者の利子を、後期の申請額に上乘せすることはできません。※漏れがあった場合は、念のため市に連絡してください。

- ④ 金融機関担当者は、委任状の口座番号・名義人カナ・口座種別等を確認し、金融機関確認欄に押印してください。これらに間違いがあると振込不能となるので確実におこなってください。入念なチェックをお願いします。

- ⑤ 新規申請の場合は、次の書類を受給資格者から徴取し、本部または取りまとめ店に提出してください。

- 返済計画表（最低限利子補給期間のもの。写しで結構です。）
- 申出書及び委任状（様式第2号）
- 申請者に対する、法第2条第5項第4号、第5号又は同条第6項のいずれかに基づく市町村の認定書の写し

※繰り上げ償還及び据置や期間延長等の条件変更（ただし、保証番号が変わらないもののみ）をした融資先については、返済計画表（最低限利子補給期間のもの。写しで結構です。）を再度提出してください。

(3) 交付申請書及び実績報告書等の作成

本部または取りまとめ店は、支店から提出された書類の取りまとめを行います。また、交付申請書及び実績報告書と添付資料として受取利子証明（明細）書を作成します。

① 交付申請書及び実績報告書は、**1 金融機関 1 枚**です。申請者は、金融機関の代表者となります。支店ごとの申請は受け付けません。締切厳守でお願いします。

② 別紙受取利子証明（明細）書には、融資先ごと（複数回融資実績がある場合は、融資実績ごと）に記入してください。

なお、金融機関コード等には入力規則を設定しています。

（Excel では、最初の「0」が消えてしまいます。）

また、Excel のデータを送付してください。

※順番を変更しないでください。利子支払いがない融資先は、融資先名と番号は残し、口座情報と金額をゼロ円として、行を変えないでください。また、企業名を変更したり、口座名義を変更するなどデータを修正した場合はセルの色を黄色に変更してください。また、備考欄に変更を記載してください。

※振込先名義（カナ）について

/ . を振込先名義カナに使うとエラーが出て振り込めなくなります。ご注意ください。

③ 委任状との突合を行ってください。

※ 要綱と様式（ワード・エクセル形式）次のURLからダウンロードできます。

<http://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000118540.html>

2021/4/30 追記 2021/7/07 追記

【条件変更時の申請時添付書類について】

●例：償還額の変更等、返還額や利子額が変更した場合→返済計画書（変更後の計画書であることがわかるもの）

●例：口座の変更（なるべく避けてください）→申出書及び委任状、番号は変えず、セルを黄色にしてください。

※横浜市、神奈川県、東京都と異なり、市が直接口座に振込方式である川崎市の申請においては、口座の変更の際は必ず申出書及び委任状が必要となりますのでご注意ください。

●例：社名変更→申出書及び委任状、返済計画書（社名等が変更した内容であることがわかるもの）番号は変えず、セルを黄色にしてください。

※登記簿謄本の写しを添付してください。

●例：法人成り→債権債務引受契約書（個人→法人への引受）の写しを添付してください。

●例：借り換え→新規と同じ扱い ※借り換え前の申請とは別に申請してください。なお、番号をずらさないため、借り換え後は新規扱いとして新たに番号を一番新しいものとして附番してください。（たとえば、前回10番申請があるとして、4番の企業が借り換えた場合、11番目に借り換えたものを新規として記載してください。）

新規行のセル全てを黄色にしてください。

【借換・償還した結果、申請額が0円の企業の扱い】

→申請書上の番号はそのまま、企業名や保証番号等もそのまま、口座情報を空欄にし、利子額のみ0円としておいてください。その横のセルに「繰上」「借換」等メモを入れてください。また、行を赤色にしておいてください。

【振込データが自社出力データであり、送付されたエクセルデータに金額等入れられない】

→その場合は、金額のみ全申請一括コピーアンドペーストで貼り付けます。

申請書上のデータから振込データへの一括転記をスムーズに間違いがないようにできれば、必ずしもお送りした振込データに入力しなくても構いません。

申請データの順序を、前回振込データと同じ順序にしてください。繰上・借換等で利子金額が0円の番号もそのまま行を残し、口座情報を空欄にしたうえで、利子額のみ0円として、行を赤色にしておいてください。

新規分はその次（下）に番号をつけて、行を黄色に色付けしておいてください。

【事前振込日通知について】

申請書が全金融機関揃ってから起案を行い、概ね1か月以内を目途に交付決定通知をします。交付決定後2週間を目標として支払を行う予定です。

振込日は交付決定時に予定日をメールにてお知らせします。

なお、振込エラーが起きた場合は、その事業者は振込日が遅れることとなります。振込エラー時はメールにてお知らせしますので、最新の口座情報の確認をお願いします。

2021/6/22 追記

【振込人名義について】

- ・振込口座名は、「川崎市金融課」→「川崎市コロナ利子補給補助金」に変更します。
通帳記載は「カワサキコロナシホキョウ」となる見込みです。

【条件変更について】

- ・据置期間の延長、返済期間の延長をした場合、要綱の条件の範囲内かつ保証番号が変わらない範囲であれば補助の対象とします。
- ・返済期間を延長した場合も、利子補給期間は最長3年間です。
- ・延滞した場合の延滞に係る利子（遅延損害金）は補助の対象外です。

【連絡について】

- ・FAXでの情報提供は行わず、メールのみでお知らせします。社内周知をお願いします。

2021/7/07 追記

【振込後のHP掲載について】

振込後に、川崎市のHPのコロナ利子補給に関するページにて、下記概要を掲載します。

- ・令和3年1月～6月の利子支払い実績に応じた申請額分を、●月●旬に振込しました。
- ・決定通知書等は発行しません。新型コロナウイルス感染症対応資金を借入れた金融機関にご確認ください。
- ・申請書の記入漏れや添付書類などの不備があった場合は、内容確認などのために給付（振込）が遅れることがあります。
- ・交付決定（入金）の確認は、申出書に記載した口座の通帳記帳等によりお願いします（入金名は『カサキコロナシキョ』となっております）。
- ・ご理解とご協力をお願いいたします。

2021/7/07 追記

提出した紙書類をホチキス止めすることは避けてください。

2穴開けは問題ありません。

（注）このマニュアルは、適宜更新します。

問合せ先

川崎市経済労働局金融課 田口

TEL : 044-544-1847

E-mail : 28kinyu@city.kawasaki.jp